

秩父山地緑の回廊設定方針

平成12年度設定
令和5年度一部改定

関東森林管理局

秩父山地緑の回廊設定方針

1 緑の回廊の位置及び区域

(1) 設定の目的

近年、地球規模での森林も含めた環境問題が深刻化する中で、生物多様性の保全等新たな取組が求められているところである。

国有林野には貴重な野生動植物が多く生息・生育しており、従来からそのような場所を積極的に保護林として設定し、保護・保全に努めてきたところであるが、野生動植物の多様性を保全し、豊かにするため、それぞれの保護林を連結して、野生動植物の生息・生育地の拡大と相互交流を促し、より効果的に森林生態系の保護・保全を図る「緑の回廊」を設定することとする。

(2) 設定区域の概要

国有林野の分布及び保護林の設定状況から、秩父山地生物群集保護林を中心に「緑の回廊」を設定することとする。

なお、将来は隣接する国有林及び民有林との連携も考慮しながら「緑の回廊」の拡充を図ることとする。

(3) ルートの選定に当たっての考え方

秩父山地生物群集保護林を中心に雲取山から甲武信ヶ岳、三国山を経て天丸山に至る稜線に沿って設定することとする。

(4) 着目する野生生物種

多様な生物種が対象となるように、森林生態系の食物連鎖の頂点に立つ動物種(アンブレラ種)として、広い行動圏を持つツキノワグマに着目して設定することとする。

多様な生物種、その他着目する野生生物種については、別添「評価項目」のとおりとする。特に、緑の回廊設定後において後発的に実施する林地開発行為等が、当該緑の回廊の区域に掛かる場合にあつては、同評価項目のうち「環境影響評価手続等において確認すべきこと」に掲げる事項等に留意するものとする。

(5) 緑の回廊の幅と長さ

着目するアンブレラ種がツキノワグマであることから、幅 2 km、長さ 20 km を目安として設定することとする。

なお、道路などにより分断される場合は、目安の幅より広くとることとする。

また、当該緑の回廊の設定後において後発的に実施する林地開発行為等が、当該緑の回廊の区域に掛かる場合にあっては、野生生物の移動経路の分断を確実に避けるとともに、当該生態系の連続性を維持するために必要な幅と長さ（規模、形状等）を確実に確保するものとし、別添「評価項目」の「4 緑の回廊の連続性の維持に関すること」に留意するものとする。

(6) 緑の回廊に設定する林小班

主要な尾根、沢等の地勢線により明確になるように区画し、林小班を単位として設定することとする。

2 「緑の回廊」の維持・整備に関する事項

野生生物の移動や生息・生育及び採餌等に良好な状態となるよう、維持・整備を適切に実施することとする。

(1) 伐採に関する事項

ア 天然林

天然林は、原則として自然の推移に委ねることとする。

イ 人工林

人工林は、原則として皆伐は行わないこととし、間伐等を繰り返し、針広混交林又は天然林への誘導を図ることとする。

ウ 営巣、餌場、隠れ場等として重要な巨木、枯木、倒木等については、入林者（登山者）及び巡視等の森林管理上危険がない限り保残することとする。

(2) 更新・保育に関する事項

ア 更新は、稚幼樹の発生状況等を勘案しながら画一的に行わないこととし、必要に応じて採餌木の植栽を行うこととする。

イ 除伐等の保育については、画一的に行わないこととし、広葉樹の侵入木を保残するなど針広混交林となるよう取り扱うこととする。

また、野生動物の餌となるヤマブドウ等のつる類は樹木の生育に支障のない限り保残に努めることとする。

3 「緑の回廊」の管理に関する事項

(1) 動植物の保護

ア 動物

原則として狩猟は行わないこととし、関係機関との調整を図ることとする。

なお、関係機関等の許可を得て行う有害鳥獣駆除については、当面認めることとする。

イ 植物

原則として植物の採取は認めない。

ただし、学術調査・研究のための試料等の採取については、関係機関との調整を図り、最小限となるようにすることとする。

(2) 巡視

巡視に当たっては、特に野生動植物の生息・生育状況及び環境の把握に努めるとともに、入林者等に対する普及啓蒙に努めることとする。

(3) 林地開発の規制

ア 林地開発行為等への対応として、設定趣旨を十分に踏まえ、慎重に対応する。

ただし、公用、公共用など公益性の高いものについて、上記1の(4)「着目する野生生物種」における内容を十分に考慮し、当該緑の回廊への影響度合いや野生生物の移動経路の確保などを総合的に検討して対応する。

イ 緑の回廊の設定後、公用、公共用への活用要望等があり、設定の変更等の調整を行う必要がある場合には、設定の趣旨及び公益性を踏まえつつ、慎重に対応する。

(4) 施設等の規制

施設の整備及び治山施設等の設置に当たっては、野生生物の生息・生育環境に悪影響を及ぼさないように配慮することとする。

(5) 森林環境教育の場としての活用

野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさないよう配慮した上で、地元の要望がある場合等必要に応じて森林環境教育の場として活用することとする。

4 「緑の回廊」のモニタリングに関する事項

野生生物の生息、移動状況や森林施業との関係などを把握するため、モニタリング調査を行い、調査結果を緑の回廊の整備や管理等に活用することとする。

(1) 実施体制

モニタリング調査の実施に当たっては、試験研究機関及び自然保護団体等のボランティア団体等の協力を得ながら実施することとする。

(2) 情報提供の考え方

モニタリング調査により得られた結果については、緑の回廊の整備及び管理等に適切に反映させるとともに、都道府県及び市町村等の関係部局、大学、試験研究機関等へ積極的に提供することとする。

(3) その他

林地開発行為等における工事の実施中及び供用開始後において、開発行為をした者が行う事後調査の結果等を確認するとともに、長期的なモニタリングを継続して実施するものとする。

5 その他留意事項

(1) 区域の見直し等

モニタリング調査の結果や公益上の理由により区域の変更等が必要になった場合は保護林管理委員会の意見を聴取し適切に行う。特に、林地開発行為等に対応するものとして区域の変更等を行う場合にあっては、森林生態系の連続性を維持することについて十分に配慮するものとする。

(2) 普及啓発

ア 野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさない範囲で、国有林における緑の回廊への取組についての国民の理解を深めるため、様々な機会をとらえ、回廊についての広報を行うものとする。また、緑の回廊に設定された森林を森林環境教育の場として活用に努める。

さらに、国有林における緑の回廊の設定から得られた知見については、都道府県や市村等に対して情報提供を行う。

イ 緑の回廊の設定、管理等を適切に行うため、環境省等関係行政機関、地方公共団体等との連携に努める。